



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 5 2 号 令和 7 年 7 月 1 8 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 7 9	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
3 8 0	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部を解除する件	環境管理課
3 8 1	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
3 8 2	道路の区域を変更する件	高規格道路課
3 8 3	道路の供用を開始する件	同
3 8 4	同	同
3 8 5	第 5 4 回採石業務管理者試験を実施する件	河川政策課

【教育委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
1 1	徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	
1 2	徳島県立学校規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第三百七十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和七年七月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
教員用パソコン 三百八十台
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和八年一月三十日
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和七年八月二十九日（金曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

電話　〇八八―六二―二〇六七

ファクシミリ　〇八八―六二―二八二八

電子メール　kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育政策課政策調整担当

電話　〇八八―六二―三二二七

ファクシミリ　〇八八―六二―二八七九

電子メール　kyoukuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

（一） 受領期限

令和七年八月二十九日（金曜日）午前十一時

（二） 提出場所

郵便番号　七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

（三） 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（一） 日時

令和七年九月十二日（金曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和七年九月十一日（木曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

3 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「教員用パソコン 三百八十台入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否
要

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部管財課
徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

10 その他
詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and Quantity
380 Personal computers for the teaching staff

2 Time Limit of Tender
11:00 a.m. on September 12, 2025

3 Section in charge of contract
Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2067

4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第三百八十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、令和七年徳島県告示第三百七号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定する件）により指定した同項に規定する形質変更時要届出区域の全部について同条第一項の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和七年七月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域
阿南市上中町岡四九一番一。の。の。の一部（次の図のとおり）
- 二 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物
- 三 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染状況調査の追完による基準適合の確認
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県生活環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十九項の規定により次のとおり公告する。

令和七年七月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

勝浦土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	栗 本 義 治	栗 本 義 治	勝浦郡勝浦町大字三溪字小栗須一〇。
同	片 山 博 之	片 山 博 之	字甫坂六〇。―一
同	開 船 富 成	開 船 富 成	字中村二二四
同	大 谷 昇	大 谷 昇	大字棚野字大谷二六
同	坪 内 勝		大字久国字松ノ本三七
同	戸 川 幹 雄		大字生名字山ノ神三九―一
同	多 田 祥 治		大字中角字豊田六二
同	國 清 榮	國 清 榮	大字星谷字宮原三三
同	川 端 雅 夫	川 端 雅 夫	大字沼江字山路一三二―一
同	吉 岡 正 治	吉 岡 正 治	字田中四七
同	若 木 一 夫	若 木 一 夫	字天川六四
同	野 上 武 典	野 上 武 典	大字三溪字三月田六
同		池 内 義 則	大字久国字原五八―二
同		大 西 一 司	大字生名字平野三七
同		河 野 稔 彦	大字中角字東山三九
監 事	坪 井 泰 博	坪 井 泰 博	大字三溪字橘二二―一
同	戸 川 茂 一	戸 川 茂 一	大字生名字山ノ神三五―七
同	青 悦 賢 典		大字沼江字大屋敷三九
同		光 井 雅 己	字田中三〇

徳島県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
3	2	山城東祖谷山	同		新	一一・八〇・二七・〇	八一・五
			三好市池田町松尾松本五 四五番二地先から 四五番一地先まで 同 五		旧	六・一〇・一四・三	八一・五

徳島県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 2	阿南勝浦	阿南市下大野町五反畑一三番 四地先から 同 一 地 先 ま で 一 三 番	六・八	令和七年七月十八日

徳島県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
3 2	山城東祖谷山	三好市池田町松尾松本五四五番二地先から 同 番一地先まで 五四五	八一・五	令和七年七月十八日

徳島県告示第三百八十五号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、第五十四回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和七年七月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

令和七年十月十日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁八階八〇四会議室

三 受験願書の受付期間

令和七年九月九日（火曜日）から同月二十五日（木曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項第一号及び第二号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月二十五日までの消印があれば受け付ける。

四 受験願書の用紙の請求先

徳島県県土整備部河川政策課、徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備部

五 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川政策課

六 受験手続

受験願書（採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）様式第九によるもの）に写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。

七 受験手数料

八千百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川政策課（電話。八八―六二―二五七一）へすること。

徳島県教育委員会規則第十一号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月十八日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表第八条第一項第二号の項中「一未満」を「小数点以下一位未満」に、「切り捨てた」を「切り上げた」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
（費用弁償の内払）
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された費用弁償は、改正後の規則の規定による費用弁償の内払とみなす。

徳島県教育委員会規則第十二号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月十八日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五徳島県立鴨島支援学校の項中「肢体不自由」を「知的障がい
肢体不自由」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。